

中華人民共和国国務院令

(第 202 号)

特殊標識管理条例をここに公布し、公布の日から施行する。

総理 李鵬

1996 年 7 月 13 日

特殊標識管理条例

第一章 総則

第一条 本条例は、特殊標識の管理を強化し、文化、スポーツ、科学研究およびその他の社会福祉活動の発展を促進し、特殊標識の所有者、使用者、消費者の合法的な権利と利益を保護するために制定された。

第二条 本条例にいう「特殊標識」とは、国務院の許可を得て組織される全国のおよび国際的な文化、スポーツ、科学研究およびその他の社会福祉活動で使用される単語や図形からなる名称、略称、エンブレム、マスコット、その他のシンボルを指す。

第三条 国務院工商行政管理部門が承認・登録した特殊標識は、本条例により保護される。

第四条 次に掲げる要素を含む文字または図形からなる特殊標識は、登録できない。

- (一) 国家または国際機関の威厳またはイメージを損なうもの。
- (二) 善良な社会風俗および公共秩序を害するもの。
- (三) 民族差別的性質を帯び、民族団結に寄与しないもの。
- (四) 識別性に欠け、容易に識別できないもの。
- (五) その他、法律や行政法規で禁止されているもの。

第五条 特殊標識の所有者が特殊標識を使用し、または他人に使用させることによって募集した資金は、特殊標識が奉仕する社会福祉事業に使用されなければならない、国務院の財政部門および監査部門の監督を受けなければならない。

出所先：国家知識産権局

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/30/art_96_190065.html

第二章 特殊標識の登録

第六条 社会福祉活動の主催者または準備者は、その活動で使用される名称、エンブレム、マスコットおよびその他の特殊標識を保護する必要がある場合、国務院工商行政管理部門に登録申請を提出しなければならない。

登録申請は、直接行うことも、他人に代理を委託することもできる。

第七条 特殊標識の登録申請は、特殊標識登録申請書に記入した上、以下の書類を提出しなければならない。

(一) 当該社会福祉活動の組織を承認する国務院の書類。

(二) 他人に特殊標識の使用を許諾する条件および管理方法。

(三) 特殊標識の図面 5 部、白黒インクの下書き 1 部。図面は鮮明で貼りやすく、光沢があり耐久性のある紙に印刷するか、写真に置き換えるものとし、縦横の長さは 10 センチメートル以下 5 センチメートル以上とする。

(四) 他人に代理を委託する場合、委託事項と権限を明記した代理人の委任状を添付しなければならない。

(五) 国務院工商行政管理部門が提出する必要があると認めるその他の書類。

第八条 申請書を受理した後、国務院工商行政管理部門は以下の規定に基づいて処理する。

(一) 本条例の関連規定に合致し、申請書類が完全且つ正確である場合、申請書を受理した日から 15 日以内に特殊標識登録申請受理通知書を発行し、且つ通知を発行した日から 2 ヶ月以内に特殊標識の関連事項、図面および使用が許可された商品やサービスの品目を特殊標識登録簿に登録し、特殊標識の登録証を発給する。

特殊標識の登録が許可された後、国務院工商行政管理部門が公告する。

(二) 申請書類に不備または誤りがある場合、申請書を受理した日から 10 日以内に特殊標識登録申請書訂正通知書を発行し、且つ通知書を受理した日から 15 日以内に訂正するよう制限し、期間満了後も訂正がない場合、または訂正しても依然として規定に適合しない場合は、特殊標識登録申請書不許可通知書を発行する。

(三) 本条例第四条の規定に違反した場合、申請書を受理した日から 15 日以内に特殊標識登録申請拒絶通知書を発行する。申請者は拒絶通知に不服がある場合、拒絶通知を受領した日から 15 日以内に国務院工商行政管理部門に再審議を申請することができる。

前項に掲げる各種の通知書は、国務院工商行政管理部門が申請者またはその代理人に送達する。何らかの理由で直接送付できない場合は、国務院工商行政管理部門が公告または郵送した日から 20 日目を送達日とする。

第九条 特殊標識の有効期間は 4 年間で、登録許可日から起算する。

特殊標識の所有者は、有効期間満了前の 3 ヶ月以内に延長を申請することができ、延長期間は、実際の状況やニーズに応じて、国務院工商行政管理部門が決定する。

特殊標識の所有者が住所を変更する場合、変更日から 1 ヶ月以内に国務院工商行政管理部門に報告し、記録を残さなければならない。

第十条 登録が許可された特殊標識が以下のいずれかに該当する場合、いかなる単位や個人も特殊標識の公告掲載日からその有効期間が満了するまでの期間に、国務院工商行政管理部門に対し、理由を述べ、対応する証拠を提出することにより、特殊標識の登録が無効である旨の宣告を請求することができる。

- (一) 先に申請された特殊標識と同一または類似する。
- (二) 先に登録出願された商標またはすでに登録された商標と同一または類似する。
- (三) 先に出願された意匠特許またはすでに法に基づき特許権を付与された意匠特許と同一または類似する。
- (四) 他人の著作権を侵害する。

第十一条 国務院工商行政管理部門は、特殊標識登録無効宣告請求書を受理した日から 10 日以内に、被請求人に通知し、通知を受理した日から 15 日以内に答弁するよう要求しなければならない。

被請求人が正当な理由なく答弁を拒否し、または回答期限を過ぎた場合、答弁権を放棄したものとみなす。

第十二条 国務院工商行政管理部門は、特殊標識登録無効宣告請求書を受理した日から 3 ヶ月以内に裁定を下し、当事者に通知する。当事者は裁定に不服がある場合には、通知を受領した日から 15 日以内に国務院工商行政管理部門に再審議を申請することができる。

第三章 特殊標識の使用と保護

出所先：国家知識産権局

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/30/art_96_190065.html

第十三条 特殊標識の所有者は、その社会福祉活動に関連する広告、記念品、その他の物品に当該標識を使用することができ、国務院工商行政管理部門が当該標識の使用を許可した商品やサービスの品目に当該標識を使用することを他人に許諾することもできる。

第十四条 特殊標識の使用者は、法に基づき設立された企業や、事業単位、社会团体、個人事業者とする。

特殊標識の使用者は、所有者と書面による契約を締結しなければならない。

特殊標識の使用者は、契約締結日から1ヶ月以内に、契約書の写しを国務院工商行政管理部門に届け出、且つ使用者所在地の県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門に報告・記録しなければならない。

第十五条 特殊標識の所有者または使用者が以下のいずれかに該当する行為を行った場合、その所在地または行為発生地 of 県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門は是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門が使用者に当該特殊標識の使用停止を命じ、国務院工商行政管理部門が所有者の特殊標識登録を取り消す。

(一) 特殊標識の文字、図形を無断で変更した場合。

(二) 他人に特殊標識の使用を許諾したが、使用契約を締結しなかった場合、または、使用者が所定の期間内に国務院工商行政管理部門に届け出なかった、もしくは所在地の県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門に報告・記録しなかった場合。

(三) 登録許可された商品やサービスの範囲を超えて使用した場合。

第十六条 以下の行為のいずれかに該当する場合、県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門は、侵害者に対して、直ちに侵權行為の停止を命じ、侵害品を没収し、違法所得を没収するとともに、違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合は、1万元以下の罰金を科す。

(一) 所有者の特殊標識と同一または類似する文字、図形またはそれらの組合せを無断で使用する行為。

(二) 特殊標識の所有者の許諾なく、その特殊標識を無断で製造、販売し、または商業活動に使用する行為。

(三) その他、特殊標識の所有者に経済的損失を与える行為。

第十七条 特殊標識の所有者または使用者は、特殊標識の所有権または使用権が侵害されたことを発見した場合、侵害者所在地または侵權行為発生地 of 県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門に提訴することができ、直接人民法院に提訴することもできる。

工商行政管理部門は、特殊標識侵害事件の訴えを受理した場合、特殊標識の所有者の請求に基づき、侵權関連の民事賠償の調停を行わなければならない。調停が不成立の場合には、特殊標識の所有者は人民法院に提訴することができる。

第十八条 特殊標識侵害事件を受理した工商行政管理部門は、調査および証拠収集にあたって、以下の職権を行使することができる。関係者はこれに協力しなければならない、拒否してはならない。

- (一) 関連当事者に質問すること。
- (二) 侵害活動に関連する物品を調査すること。
- (三) 侵害活動に関連する行為を調査すること。
- (四) 侵害活動に関連する契約書、帳簿などの業務資料を検査し、謄写すること。

第四章 付則

第十九条 特殊標識の申請料、公告料、登録料の徴収基準は、國務院の財務部門、物価部門と國務院工商行政管理部門とが連携して策定する。

第二十条 特殊標識登録申請の関連書類の書式は、國務院工商行政管理部門が策定する。

第二十一条 國務院の承認を得て、中国を代表して国際的な文化、スポーツ、科学研究などの活動に参加する団体が使用する名称、エンブレム、マスコットおよびその他の標識の保護については、本条例の規定を適用する。

第二十二条 本条例は、発行日から施行される。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。